

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 行政経営課

許認可等の内容	行政財産の使用	行 No. 5
---------	---------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市財務規則第124条第1項
審査基準	関係条項	地方自治法第238条の4第7項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市長は、行政財産を地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない限度において、次に掲げる場合に限り、その使用を許可することができる。</p> <p>(1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。</p> <p>(2) 学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及、宣伝その他公益目的のために講演会、研究会等の用に短期間供するとき。</p> <p>(3) 電気又はガスの供給事業その他の公益事業に供するとき。</p> <p>(4) 国又は他の公共団体において、公用若しくは公共用に供するとき。</p> <p>(5) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日(休日は含まない。) ただし、更新の場合にあっては、30日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 行政経営課

許認可等の内容	普通財産の貸付け	行 No. 6
---------	----------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市財務規則第126条
審査基準	関係条項	地方自治法第238条の5第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (④) (事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため。)
	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 日 (休日は含まない。) 未設定 (④) (事案関係の認定に難易差が大きく、期間設定が困難なため。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 行政経営課

許認可等の内容	普通財産の売却又は譲与	行 No. 7
---------	-------------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市財務規則第127条
審査基準	関係条項	地方自治法第238条の5第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (④) (事案ごとの裁量が大きく、基準の設定が困難であるため。)
	参考事項	
標準処理期間	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 日 (休日は含まない。) 未設定 (④) (事案関係の認定に難易差が大きく、期間設定が困難なため。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 行政経営課

許認可等の内容	市庁舎等での行為の許可	行 No. 8
---------	-------------	---------

根拠法令及び条項		鹿沼市庁舎等管理規則第4条第1項
審査基準	関係条項	鹿沼市庁舎等管理規則第4条第2項から第4項まで、第5条及び第6条
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (④) (事案ごとの裁量が大きく、基準設定が困難であるため)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 10日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 行政経営課

許認可等の内容	市営駐車場の使用料の減免	行 No. 11
---------	--------------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市営駐車場条例第12条
	関係条項	道路交通法第39条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 市営駐車場と同一の、又は隣接する敷地内にある公共施設であつて市長が定めるものを、その本来の用途に沿つて利用をするために駐車するとき。</p> <p>(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車するとき。</p> <p>(3) 国又は地方公共団体の職員が緊急を要する業務を行うため使用する自動車を駐車するとき。</p> <p>(4) 市営駐車場において不測の事故が発生し、駐車中の自動車を緊急に出車させなければならない事態が生じたとき。</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 日 (休日は含まない。) 未設定 (①) (現在月額駐車場は休止中であり、申請対象となる行政客体が存在せず、期間設定が不要であるため。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 行政経営課

許認可等の内容	市営駐車場の利用の許可	行 No. 12
---------	-------------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市営駐車場条例第13条
	関係条項	鹿沼市営駐車場条例第3条、第16条及び第17条 鹿沼市営駐車場条例施行規則第3条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 駐車できる自動車の範囲 市営駐車場を使用できる自動車の種類は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する普通自動車とする。ただし、市長が公益上必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 「市長が公益上必要と認めるとき」とは 次の各号のいずれかに掲げる場合は、条例第3条ただし書の規定により普通自動車以外の自動車を駐車できるものとする。 (1) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車するとき。 (2) 国又は地方公共団体の職員が緊急を要する業務を行うため使用する自動車を駐車するとき。 (3) 前2号に定める場合のほか、市長がやむを得ないと認める特別な事由があるとき。</p> <p>3 利用者の資格 本市に住所を有し、自動車を所有する者でなければならない。</p> <p>4 使用区画の制限 申込人1人に対し、1区画とする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9年10月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 日 (休日は含まない。) 未設定 (①) (現在月額駐車場は休止中であり、申請対象となる行政客体が存在せず、期間設定が不要であるため。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 行政経営課

許認可等の内容	公募による指定管理者の指定	行 No. 20
---------	---------------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条
	関係条項	鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第2条第2項
	基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>【鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例】</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に發揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的・人的能力を有するものであること。</p> <p>【同条例施行規則】</p> <p>第2条第2項 条例第4条第1号に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 申請団体の経営方針、申請の理由等の申請団体の理念</p> <p>(2) 類似施設の管理の実績及びその経営状況</p> <p>(3) 指定管理者としての経営方針</p> <p>(4) 施設の職員の管理体制</p> <p>(5) 施設運営の計画及び経費の削減又はサービス向上の方策</p> <p>(6) 緊急時の対応</p> <p>ア 事故発生時の対応</p> <p>イ 地震、火事その他災害等の緊急体制及びその対応</p> <p>(7) 個人情報保護対策</p> <p>(8) 利用者からの要望及び苦情についての対応</p> <p>(9) 施設の利用促進等の方策</p> <p>(10) 前各号に規定する事項を踏まえた本施設の管理体制</p> <p>(11) その他特記すべき事項</p>
	参考事項	指定管理者制度導入に関する指針
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	指定管理者の候補者を選定するまでの総日数60日(休日は含まない。) 指定管理者の指定は市議会の議決を経なければならないため、直近の市議会定例会の日程による。	
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 行政経営課

許認可等の内容	非公募による指定管理者の候補者の選定の特例	行 No. 21
---------	-----------------------	----------

審査基準	根拠法令及び条項	鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条
	関係条項	鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条及び同条例施行規則第2条第2項
		<p>【鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例】</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に發揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的・人的能力を有するものであること。</p> <p>【同条例施行規則】</p> <p>第2条第2項 条例第4条第1号に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 申請団体の経営方針、申請の理由等の申請団体の理念</p> <p>(2) 類似施設の管理の実績及びその経営状況</p> <p>(3) 指定管理者としての経営方針</p> <p>(4) 施設の職員の管理体制</p> <p>(5) 施設運営の計画及び経費の削減又はサービス向上の方策</p> <p>(6) 緊急時の対応</p> <p>ア 事故発生時の対応</p> <p>イ 地震、火事その他災害等の緊急体制及びその対応</p> <p>(7) 個人情報保護対策</p> <p>(8) 利用者からの要望及び苦情についての対応</p> <p>(9) 施設の利用促進等の方策</p> <p>(10) 前各号に規定する事項を踏まえた本施設の管理体制</p> <p>(11) その他特記すべき事項</p> <p>※非公募の施設においては、条例第6条第2項の規定により、公募と同じ申請書類により総合的に判断するため、公募と同じ工程により指定管理者の候補者を選定する。</p>
	参考事項	指定管理者制度導入に関する指針
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	指定管理者の候補者を選定するまでの総日数60日(休日は含まない。) 指定管理者の指定は市議会の議決を経なければならないため、直近の市議会定例会の日程による。
	設定等年月日	平成21年 3月 1日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 税務課

許認可等の内容	自動車の臨時運行の許可	No. 80
---------	-------------	--------

根拠法令及び条項	鹿沼市自動車臨時運行許可に関する規則第3条第1項		
関係条項	鹿沼市自動車臨時運行許可に関する規則第3条第2項、第4条及び第5条 自動車損害賠償保障法第7条 道路運送車両法第58条第1項及び第20条第2項 道路運送車両の保安基準 道路運送法第40条及び第41条又は第81条 鹿沼市手数料条例第2条 鹿沼市自動車臨時運行許可事務取扱規程第2条	1 自動車の臨時運行の許可の申請に際しては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第7条に規定する自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下「保険証明書」という。）を提示しなければならない。 2 許可基準 許可申請があったときは、次の各号に該当すると認められるものについて許可する。 (1) 提出された申請書が別に定める要綱により適正に記載されていること。 (2) 許可を受けようとする自動車の種別は、道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車で、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に規定する制限を超えないものとする。ただし、申請した自動車の長さ、幅及び高さ又は軸重及び輪荷重が制限を超える場合で陸運局長から保安上の危険がない旨認定されたときは、この限りでない。 (3) 許可を受けようとする自動車は、登録を受けていない自動車とする。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 自動車検査証の有効期間が満了したため、新規検査又は継続検（裏面1へ）	
審査基準 （未設定の場合はその理由）			
参考事項			
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）		
標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数 即日（休日は含まない。）		
設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更（※外国人登録法の廃止等に伴う整理 ） 平成 年 月 日変更（※ ）		

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 税務課

許認可等の内容	自動車の臨時運行の許可	No. 80
---------	-------------	--------

(裏面1)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	査を受けようとするとき。 イ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第40条及び第41条又は第81条の規定により停止処分を受けて領置された登録番号標の返付を受けようとするとき。 ウ 登録番号標の再交付を受けようとするとき。 エ 法第20条第2項の規定により停止処分を受けて領置された登録番号標の返付を受けようとするとき。 (4) 運行の経路が、運行の目的を達成するために適正なものと認められること。 (5) 運行の期間が、運行の目的及び経路等を勘案し必要最少日数であると認められること。 (6) 前条第2項の規定により提示された保険証明書の保険期間が提示の日から運行期間満了日までの期間全部を充足すること。 (7) 第9条の規定により、鹿沼市手数料条例（昭和48年鹿沼市条例第8号）第2条の規定による手数料が納付されたこと。
		<p>3 審査</p> <p>許可申請に対する審査は、前条に規定する許可基準によるほか、必要がある場合は、次の各号の定めにより行うものとする。</p> <p>(1) 申請人について不審がある場合は、次に掲げる居住の事実を証する書面を提示させ、申請人を確認した上、自動車の所有権、使用権等について問い合わせすこと。</p> <p>ア 身分証明書 イ 運転免許証 ウ 住民票の写し エ 印鑑登録証明書 オ 在留カード又は特別永住者証明書 カ その他本人又はその代理人であることを証することができるもの</p> <p>(2) 自動車について不審がある場合は、車台番号の拓本を提出させること。ただし、次に掲げる書面により自動車の同一性が確認できるときは、この限りでない。</p> <p>ア 自動車検査証 イ 限定自動車検査証 ウ 抹消登録証明書（検査証返納証明書） エ 通関証明書 オ 完成検査終了証 カ メーカー発行の譲渡証明書又は製作証明書 キ その他自動車の同一性を確認できる書面</p> <p>(3) 保険証明書に車台番号がなく、登録番号が記載されているときは、当該登録番号に係る自動車検査証の提出を求め、検査証に記載してある車台番号と申請書の車台番号と照合し、確認すること。</p> <p>(4) その他不審がある場合は、申請人に対し、説明を求めること。</p>

(裏面2へ)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

行政経営部 税務課

許認可等の内容	自動車の臨時運行の許可	No. 80
---------	-------------	--------

(裏面2)

審査基準	<p>4 申請書記載要領</p> <p>規則第3条第1項の規定による申請書の記載要領は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 使用インキは、黒又は青とする。</p> <p>(2) 住所欄、氏名又は名称欄</p> <p>ア 自然人の場合 住所欄に住所を、氏名又は名称欄に氏名を正確に記載し、押印すること。</p> <p>イ 法人の場合 住所欄に所在地を、氏名又は名称欄に名称及び代表者名を正確に記載し、代表者印を押印すること。</p> <p>(3) 車名欄 自動車の正式車名を記載すること。 例 いすゞ ニッサン トヨタ等 別表第1</p> <p>(4) 形状欄 自動車の種別及び用途を記載すること。 例 バス 乗用車 トラック 2輪 ロードローラー 工作車等 別表第2</p> <p>(5) 車台番号 車名(フレーム)に打刻されている記号番号を記載すること。 例 R×60—258567 ただし、車台番号のないものでシリアル番号のあるものは、その番号を記載すること。</p> <p>(6) 運行の目的欄 目的の内容を具体的に記載すること。 試運転 ブレーキテスト エンジンテスト等 回送 車両検査 販売引渡等</p> <p>(7) 運行の経路欄 運行の目的遂行のための必要最短経路の発着地点名及び主要経由地点名を記載すること。 例 鹿沼市～A村～B町～C市</p> <p>(8) 運行の期間欄 5日以内の必要な日数を記載すること。 ただし、やむを得ず5日を超える場合には、備考欄にその旨を詳細に記載すること。</p> <p>(9) その他 同一自動車につき継続して許可申請をする場合には、備考欄に必要な事由を詳細に記載すること。</p>
------	--